

利用者の皆様へ

浜松市北部水泳場にて感染者が出た場合の対応について

2021.4

当施設に在籍する職員等に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合の対応としまして、利用者の皆様にホームページ、メルマガ配信にてお知らせいたします。その後の対応としまして保健所、行政へ報告し行政の指針や指示に従って対応をさせていただきます。休場の指示等があった場合は速やかに行政の指示に従いホームページ、メルマガ配信で利用者にご周知いたします。

浜松市北部水泳場では今後も厚生労働省のガイドラインに基づいた感染症対策を鋭意実施していきます。

【感染症患者発生時の患者・濃厚接触者への対応】

①患者発生の把握

当施設は患者が確認された場合はその旨を保健所に報告し対応について指導を受ける。

また、スタッフに対しては施設内で感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防対策を改めて周知徹底する。

②濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策において、当施設は保健所の調査に協力し速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大予防のための措置をとること。

③濃厚接触者への対応

保健所が濃厚接触者と確定した職員等に対して14日間以上出勤を停止し、健康観察を実施し、体調及び検温の記録や報告を指示すること。

④感染者への対応

感染が確認された場合は、症状の改善とPCR検査で2回陰性となる期間の利用禁止や出勤停止などを推奨する。詳細については保健所や行政機関の指示に従う事。

⑤施設の消毒

保健所の指導に従い、徹底的に施設の消毒を実施すること。また営業については保健所の判断のもと、決定すること。

以上